

滋賀県障害者雇用優良事業所等表彰要領

(目的)

1. この要領は、滋賀県内の障害者雇用優良事業所、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人、優秀勤労障害者および障害者雇用の重要性を理解して積極的に雇用の推進または障害者雇用施策への協力をしている県内の事業所（チャレンジドWORK推進事業所）を表彰することにより、社会における障害者雇用の理解を広め、今後の障害者の雇用の促進と職業の安定に寄与することを目的とする。

(表彰の対象者)

2. この表彰の対象となるものは、滋賀県内に所在する事業所および団体（以下「事業所等」という。）ならびに在住者とし、表彰の区分および資格基準については、別表に定めるところによる。

(表彰の対象外)

3. 次に掲げるものは、この表彰の対象としない。
 - (1) この表彰の対象となる活動について、厚生労働大臣または知事の表彰を受けたことのある事業所等および個人。（チャレンジドWORK推進事業所知事表彰を受け、その後障害者雇用の促進等に顕著な成果をあげ障害者雇用優良事業所の資格基準を満たす事業所は除く。）
 - (2) 刑罰を受けその後相当の期間が経過していない者等、住民感情にそぐわない事業所等および個人。

(推薦手続)

4. この表彰における被表彰候補者は、障害者雇用に関わる団体の長（以下「推薦者」という。）が推薦するものとする。

(提出書類)

5. 推薦者は別に定める日までに、次の各号に掲げる表彰の対象ごとに当該各号に定める様式により推薦調書を作成し、知事あて提出するものとする。
 - (1) 障害者雇用優良事業所 別記様式1号
 - (2) 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人 別記様式2号
 - (3) 優秀勤労障害者 別記様式3号
 - (4) チャレンジドWORK推進事業所 別記様式4号

(選考手続等)

6. 被表彰者の選考は、別に定める審査委員会の審査を経て、知事が決定する。

(表彰の方法)

7. この表彰は、被表彰者または団体の代表者に表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

8. この表彰の実施は別に定める。

別表

表彰の区分	資格基準	摘要
(1) 障害者雇用優良事業所	障害者を積極的に雇用し、雇用の促進および職業の安定に貢献した事業所（国・地方公共団体を除く。）で、労務管理についても万全を期し、その成果が顕著なもののうち、次のいずれにも該当するもの。 ① 障害の種類および程度に応じたきめ細やかな職務配置、職場改善等を行うことにより障害者の採用および職場定着に積極的に努力していること。 ② 表彰年度を含め過去３年間に於いて属する企業が障害者法定雇用率を達成していること。	
(2) 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人	民間の団体または個人であって、永年にわたり障害者の雇用の促進と安定に貢献したもので、その成果が顕著なもの。	
(3) 優秀勤労障害者	就職している障害者で同一事業所における勤続年数が、表彰年度の９月１日時点で７年以上（精神障害者については、３年以上）であって、職業人として業績を挙げ同僚等の模範となっている者。	
(4) チャレンジドWORK推進事業所	障害者雇用に理解と熱意がある事業所で、積極的に障害者の雇用を推進しているもの、または積極的に職場実習や委託訓練等を受け入れているなど障害者雇用の促進に協力しているもの。（「障害者の雇用の促進等に関する法律」で雇用義務の対象となる企業にあっては、障害者法定雇用率を達成しているものに限る。）	